よくあるご質問（沿岸漁業改善資金）

Ｑ１　沿岸漁業改善資金ではどのようなものがよく借りられるのですか。

Ａ１　近年よくご融資しているのはエンジンの積み替えです。

　　 また、「青年漁業者等養成確保資金」を活用して、中古船を導入している事例

　　　もあります。

Ｑ２　償還期間中だが、エンジンが故障したので、同機種のエンジンを導入したい

のですが。

Ａ２ この資金では同機種のエンジンを導入することはできません。これまで使用していた機械よりも作業効率が良いもの、コスト軽減が図れるもの等漁業者の経営改善を図るものでなければなりません。

そのため、燃費向上、排出ガスの軽減等が図られた、グレードアップした機器を導入する場合は貸付対象となります。

Ｑ３　申請から資金の受けとりまでの期間はどれくらいでしょうか。

Ａ３　面談の実施、府組織内での融資審査、貸付決定後の借用証書の記載等を終えたのち、指定の口座にお振込みをいたします。

そのため、手続きには約1か月～2か月程度のお時間がかかります。

Ｑ４　償還月はどのようにして決めればよいでしょうか。

Ａ４　償還月は毎年1月、3月、6月、11月のそれぞれ10日を指定できます。

　　　しかし、例えば5月15日にご融資を受けた場合、6月の償還を選ばれますと約1か月後には償還期日を迎えることになりますので、借入から、償還までの期間が短くなります（据置なしの場合）。

Ｑ５　エンジンを導入したいが、手続き期間を終えるまでの約1ヶ月も待っていれば、漁の最盛期なので、収入に支障が出てしまいます。事前に事業に着工できないでしょうか。

Ａ５　原則、事業の着工は大阪府が貸付決定通知を行った後でなければできません。しかし、事前着工届を提出していただき、相応の理由があると大阪府が認めた場合は、事前着工承認を行うことは可能です。ただし、事前着工の承認により、貸付決定が確約されるものではありませんのでご留意ください。

Ｑ６　見積価格より、事業費が下がったのですがどうすればよいでしょうか。

Ａ６　貸付対象が機械、施設等の購入の際、実際に払う費用が貸付の対象となるので、購入物の値引き等がある場合は、値引き後の金額が対象となります。

　　　そのため、値引き後の額より大阪府が貸付決定した額の方が大きい場合、その差額を繰上償還してもらうことになります。

Ｑ７　償還期間中の注意点はありますか。

Ａ７　以下の点にご注意ください。

本資金で購入、設置した機械・施設等を無断で処分することはできません。

　　　また目的外の使用はできません。これらに反した場合、全額繰上償還してもらうことになります。

Ｑ８　融資について、どこに相談すればよいでしょうか。

Ａ８　詳しくは、所属する漁協等にお問い合わせください。